

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（5号機取水口周辺の管理対象区域変更）に係る面談
2. 日時：令和5年2月22日（火）15時00分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 6階1F会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、松田室長補佐、新井安全審査官、横山係長

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（5号機取水口周辺の管理対象区域変更。以下「変更認可申請」という。）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
  - 措置を講ずべき事項について等への適合性について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を行った。
  - 管理対象区域の変更後は、実施計画Ⅲ第3編「3 放射線管理に係る補足説明」に基づいて線量管理を適切に実施する旨を記載すること。
  - 資料では、審査内容の説明と現状の説明が混在しているため、整理して記載を改めること。
  - 管理対象区域境界に係る説明の記載について、法令や条文に基づく記載に改めること。
  - 法令や条文に対して、管理対象区域境界における実効線量の管理に係る記載が適合していることの判断根拠を明確にすること。
  - 下流水槽の管理対象区域との境界に設けられる柵に対し、メンテナンス用の扉等が設置される場合には、施錠等を確実にを行う旨を記載すること。
  - 管理対象区域の切り替え点について、変更認可申請のうち比較表に記載された附則との対応関係や時系列が確認できるように資料に記載すること。
  - 上記比較表における管理対象区域の変更後の図面について、変更後の状態が適切に表現されているか確認すること。
  - 下流水槽の区域変更の理由について、物理的に管理することが難しい状況となることを実態に即して説明すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

## 6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所 特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備に伴う管理対象区域変更）
- 「特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対

して求める措置を講ずべき事項」 該当項目の整理表（案件：5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う管理対象区域変更）

以上